

香川県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県知事 真鍋武紀

## 香川県企業管理規程第6号

### 香川県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程

香川県水道用水供給事業給水規程（昭和49年香川県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後										改正前	
<u>第1号様式（第2条関係）</u>										<u>第1号様式（第2条関係）</u>	
水道用水受水計画表（ 年度）										水道用水受水計画表（ 年度）	
市町（単位：m <sup>3</sup> ）										市町	
受水場所	月間受水量	日平均受水量	月間受水量	日平均受水量	月間受水量	日平均受水量	月間受水量	日平均受水量	月間受水量	1月平均受水量	1月平均受水量
月別	月間受水量	日平均受水量	月間受水量	日平均受水量	月間受水量	日平均受水量	月間受水量	日平均受水量	月間受水量	（単位：立方メートル）	（単位：立方メートル）
4月											
5月											
6月											
7月											
8月											
9月											
10月											
11月											
12月											
1月											
2月											
3月											
年間合計 (日平均)											
備考											

※ 計画表が複数枚になる場合には、1頁ごとに小計を設け最終頁には合計を作成すること。

( 頁)

## 第2号様式（第2条関係）

### 給水契約書

香川県（以下「甲」という。）と 市町（以下「乙」という。）とは、香川県水道用水供給事業による水道用水（以下「水道用水」という。）の供給について、次の条項により契約を締結する。

#### （水道用水の供給）

第1条 甲は、末尾記載の水道用水を乙に供給し、乙は、これを受水する。

#### （受水場所）

第2条 水道用水の受水場所は、市町番地とする。

#### （使用水量の決定及び通知）

第3条 甲は、月の末日に量水器の記録を点検してその月の使用水量を決定する。

ただし、特別の事情があるときは、月の末日後の日に点検を行うことができる。

2 量水器の故障等により使用水量が不明であるときは、その月の基本水量、過去の使用水量その他の事実を考慮して甲が使用水量を決定する。

3 甲は、前2項により使用水量を決定したときは、使用水量（超過料金の対象となる超過使用水量がある場合には、その超過使用水量を含む。）を、基本水量とともに乙に通知しなければならない。

#### （料金の納入）

第4条 乙は、毎月、香川県水道用水供給事業給水条例（昭和49年香川県条例第2号）

第4条第1項の料金を、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

2 過誤その他の理由により料金の払戻し又は追徴を必要とするときは、その翌月分以降の料金で精算する。

#### （給水の制限等）

第5条 甲は、水道施設の工事の施行等水道施設の維持管理上必要がある場合のほか、異常渇水、災害等やむを得ない事情がある場合には、給水を制限し、又は停止することができます。この場合においては、緊急やむを得ない事情がある場合を除き、その区域、期日及び事情を、あらかじめ、乙に通知しなければならない。

2 前項の規定により給水を制限し、又は停止したため、乙が損害を受けても、給水の制限又は停止について正当な理由があつてやむを得ない場合には、甲は、その責を負わないものとする。

3 異常渇水により給水を制限し、又は停止した場合、その期間の基本水量は、当該期間の使用水量を基礎として乙と協議の上、甲が別に定める。

#### （届出）

第6条 乙は、受水を開始し、又は休止（その期間が1日未満である休止を除く。）しようとするときは、あらかじめ、甲に届け出なければならない。

## 第2号様式（第2条関係）

### 給水契約書

香川県（以下「甲」という。）と 市町（以下「乙」という。）とは、香川県水道用水供給事業による水道用水（以下「水道用水」という。）の供給について、次の条項により契約を締結する。

#### （水道用水の供給）

第1条 甲は、末尾記載の水道用水を乙に供給し、乙は、これを受水する。

#### （受水場所）

第2条 水道用水の受水場所は、市町番地とする。

#### （使用水量の決定及び通知）

第3条 甲は、月の末日に量水器の記録を点検してその月の使用水量を決定する。

ただし、特別の事情があるときは、月の末日後の日に点検を行うことができる。

2 量水器の故障等により使用水量が不明であるときは、その月の基本水量、過去の使用水量その他の事実を考慮して甲が使用水量を決定する。

3 甲は、前2項により使用水量を決定したときは、使用水量（超過料金の対象となる超過使用水量がある場合には、その超過使用水量を含む。）を、基本水量とともに乙に通知しなければならない。

#### （料金の納入）

第4条 乙は、毎月、香川県水道用水供給事業給水条例（昭和49年香川県条例第2号）

第4条第1項の料金を、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

2 過誤その他の理由により料金の払戻し又は追徴を必要とするときは、その翌月分以降の料金で精算する。

#### （給水の制限等）

第5条 甲は、水道施設の工事の施行等水道施設の維持管理上必要がある場合のほか、異常渇水、災害等やむを得ない事情がある場合には、給水を制限し、又は停止することができます。この場合においては、緊急やむを得ない事情がある場合を除き、その区域、期日及び事情を、あらかじめ、乙に通知しなければならない。

2 前項の規定により給水を制限し、又は停止したため、乙が損害を受けても、給水の制限又は停止について正当な理由があつてやむを得ない場合には、甲は、その責を負わないものとする。

#### （届出）

第6条 乙は、受水を開始し、又は休止（その期間が1日未満である休止を除く。）しようとするときは、あらかじめ、甲に届け出なければならない。

## (疑義の決定)

第7条 この契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 香川県知事

印

(乙) 市長  
町長

印

## 水道用水契約水量

年度

月別	月間水量 (単位 m³)	日平均水量 (単位 m³)
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
年間合計 (日平均)		

※ 受水場所が2箇所以上の市町については、水道用水契約水量受水場所別内訳（別紙）  
を添付する。

## (疑義の決定)

第7条 この契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 香川県知事

印

(乙) 市長  
町長

印

## 水道用水契約水量

年度

月別	月間水量 (単位 立方メートル)	1日平均水量 (単位 立方メートル)
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
年間合計 (平均)水量		

(別紙)

水道用水契約水量受水場所別内訳（市町名）

区分	受水場所	年度 (単位: m³)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月間													
	合計												
日量													
	合計												

## 第2号様式の2（第3条関係）

## 給水変更契約書

香川県と市町が年月日に締結した給水契約に関する契約書の一部を次のように変更する契約を締結し、その証として本書2通を作成し、両者記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

給水契約書第1条に基づく、水道用水契約水量の表を次のように改める。

## 水道用水契約水量

年度

月別	月間水量 (単位 m³)	日平均水量 (単位 m³)
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
年間合計 (日平均)		

年月日

香川県知事

印

市長  
町

印

※ 受水場所が2箇所以上の市町については、水道用水契約水量受水場所別内訳（別紙）  
を添付する。

## 第2号様式の2（第3条関係）

## 給水変更契約書

香川県と市町が年月日に締結した給水契約に関する契約書の一部を次のように変更する契約を締結し、その証として本書2通を作成し、両者記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

給水契約書第1条に基づく、水道用水契約水量の表を次のように改める。

## 水道用水契約水量

年度

月別	月間水量 (単位 立方メートル)	1日平均水量 (単位 立方メートル)
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
年間合計 (平均)水量		

年月日

香川県知事

印

市長  
町

印

(別紙)

水道用水契約水量受水場所別内訳（市町名）

区分	受水場所	年度 (単位: m³)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月間													
	合計												
日量													
	合計												

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。